

(1) 基本方針

わたしたちは、公園利用者の個人情報がプライバシーを構成する重要な情報であることを深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、日本国内における個人情報の保護に関する法令およびガイドラインを遵守し、以下の方針に従い、すべてのスタッフが細心の注意をもって個人情報の管理を行うよう周知徹底します。

- ① 個人情報保護規定を再確認し、研修を通して全スタッフに周知します。
- ② セミナー参加者などを記載する受付表は、必ず鍵のかかる場所で保管します。
- ③ パソコンで個人情報を管理する場合は、原則として共有せず、共有する場合はパスワード（暗号）による秘匿管理とします。また、受付簿はサーバーで共有せず、保管しているデータにはパスワードを設定します。
- ④ 個人情報は、むやみに持ち歩かないことを徹底します。パソコンやUSBなどの記憶媒体での持ち出しも原則として禁止します。
- ⑤ 繰り返し参加する教室・イベントの参加者の住所・氏名・連絡先などを求める場合には、その目的以外で使用しないことを明示します。
- ⑥ 万が一、個人情報の紛失・流通があった場合には速やかに責任者に報告します。

(2) 個人情報の取り扱い

● 個人情報の収集と利用

個人情報を収集する場合は、適法かつ公正な方法により行うとともに、利用目的を明確にし、利用目的達成に必要な範囲内において個人情報を収集します。

また、個人情報の利用は、利用目的から逸脱しない範囲でおこないます。

● 個人情報の管理と保護

- ・ 鍵付きのキャビネットへの保管を徹底します。
- ・ 個人情報に関するデータを扱う端末はLANネットワークとの接続を不可とし、管理責任・担当者以外のスタッフがアクセスできない状態にするなど、個人情報を物理的に隔離します。
- ・ 個人情報の管理は厳重に行い、下記の場合を除いて、第三者に対し開示・提供することはありません。

- ① お客様にご承諾いただいた場合
 - ② 業務上の必要性から、守秘に関する適切な措置を講じた上で、個人情報の取扱いを外部に委託する場合
 - ③ 法令に基づく場合
- また、個人情報に関する不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩を防ぐための適切な処置をおこないます。

● 個人情報保護管理体制および仕組みと継続的改善

個人情報の取扱い責任者を選定するとともに、スタッフが個人情報を取り扱う際のルールを定めて研修を行ない、限られたスタッフが必要最小限の情報にアクセスするようにします。

紙で管理する場合は、鍵のかかる引き出しに保管するとともに、パソコン等で管理する場合は、ファイルにパスワードを設定します。また、パソコンにセキュリティ対策ソフトウェアを導入します。

また、ルールは継続的に改善します。

● 個人情報に関するお問い合わせについて

管理する個人情報に関し、ご本人から、利用目的の通知・開示・訂正・利用の停止または消去・第三者提供の停止のご依頼があった場合、合理的な範囲において速やかに対応します。

(3) 情報漏えい時の対応について

- ・ 情報漏えいが発生した場合には、情報漏えいによって引き起こされる被害を最小限に止め、被害の拡大を防止するとともに、漏えいした情報が犯罪等に使用されるなどの二次被害を防止します。また、二度と同じことが起こることのないよう、再発を防止します。
- ・ 情報漏えいの対応にあたっては、正確な情報の把握に努めます。憶測や類推による判断や不確かな情報に基づく発言を慎み、正しい情報を把握して、一か所に集めて管理を行ないます。把握した正しい情報は、速やかに草津市に報告します。
- ・ 被害拡大防止や類似事故の防止、説明責任の観点から必要と判断される場合には、情報公開により被害の拡大が見込まれるような特殊なケースを除いては、組織の透明性を確保し、情報を開示します。

(1) 地域への貢献の提案

① 地元での雇用創出と人材育成

- ・公園運営に関わる植栽管理スタッフや事務スタッフの求人・採用、さらに専門知識が必要なコーディネーターを地元採用で育成することで新たな雇用を創出し、地域の未来を担う人材を育む場となるよう運営します。
- ・草津川跡地公園周辺に立地している立命館大学から大学生のアルバイトを受け入れます。プロジェクトに積極的に関わっていただき、単純作業ではなく自ら考えて実際に実現することを重視して公園業務に関わっていただきます。

② 地域とのイベント連携による公園のにぎわいのまちへのしみだし

- ・さくら咲くくさつ花まつりや健幸フェアなど、草津まちづくり株式会社や草津市観光物産協会をと協働しながら実施してきたイベントに継続して取り組みます。公園だけでなく公園からまちへ、まちから公園へと賑わいが広がるよう取り組みを進めます。



くさつ桜まつり

③ 地域人材の活躍の場の拡張と循環を創出

- ・「くさつ桜まつり」は、「桜」「花」「花見」をキーワードに、草津川跡地公園だけにとどまらず、草津駅前デッキ、くさつ夢本陣やクロスアベニューなど、まちなかのパブリックスペースを活用し、プレイヤーが“自分のやりたいこと”を自由に表現することで、まち全体の活気を生み出していきます。
- ・「くさつ Farmer's Market」は、「草津小市（まちなかの寺社境内を活用したイベント）」に出店していた若手事業者らが、公園という公共空間でステップアップした取組として展開しているものであり、まちなかと公園が連携した事例です。現在は自立自走して公園でのイベントを開催していることから、まちなかの公共空間で活躍する人材を育成及び活躍できる場所の提供を行います。

④ 周辺施設との連携

- ・公園の利用者を増やすため、周辺の商業施設や交通機関などと連携して、お互いのイベントのチラシやポスター等を相互に設置し、互いの集客に活用します。
- ・周辺地域から公園へ、公園から周辺地域へと公園利用者の流れを誘導することにより、人の流れがつながり相乗効果が起きるように図ります。
- ・移動図書館わかくさ号の区間2、区間5それぞれ月1回の巡回を継続しておこなうことで、図書館利用の利便性



本とアイス (2023.8)

向上とともに公園への訪問機会の創出を行います。

- ・草津駅前デッキや日旧東海道の道路を活用したイベントの実施により、駅前から旧東海道、公園をつなぐ、地域回遊性の高い活動を展開します。
- ・市民協働によるガーデン活動「グラッシー」や、くさつまちなかエリアプラットフォームが実施するガーデンストリートプロジェクトの支援を推進します。
- ・中心市街地を市民の生活の拠点として、より多くの市民に実感していただくために、湖辺や周辺地域とのつながりをしっかりと構築し、周辺地域の特産品やコンテンツを公園でのイベントなどでPRや営業を行います。

⑤ 市民の学習の場の提供

- ・公園におけるスイセンの植え付け等、近隣小学校の環境学習の場として利用いただいていた取組を継続します。
- ・公園における小・中学生の遠足やハイキング、植物や昆虫の観察会や写生会などの団体ご利用について一般利用者に配慮して実施できるように調整します。
- ・公園の運営・管理の仕事に携わりたいと希望する学校や学生があれば、職業体験学習の受け入れや研究資料の提供などを前向きに行います。
- ・公園での観察会や研究資料として調査などを行う学校について、スタッフの補佐や園内の説明など協力を行います。

⑥ 地域の小学校・高校・大学等との連携活動

- ・湖南農業高校には、設計の段階から植栽や毎月の維持管理にご協力を頂いています。これからも、インターンシップの受け入れ依頼や、ガーデニング講座の講師依頼、植栽スキルの向上を目的としたスキルアップセミナーの実施など、双方向での協力体制を図ります。
- ・立命館大学や龍谷大学とも積極的に協同活動を推進します。公園における植栽管理や栽培技術の向上のための協同活動などを検討します。また、大学からのインターンシップ生や研究対象としての申し込みを受け入れ、大学生の研究や学びの場としていただきます。
- ・区間2に立地する学校農園において、山田学区の環境学習の場として学校農園を活用いただくことで、公園を教育の場として活用いただきます。



湖南農業高校による
ステップガーデン管理への参画

⑦ 地域事業者や地元まちづくり協議会との連携と応援

- これまでの 6 年間の指定管理を通して発見した課題の解決や、公園の運営や様々な企画・イベントの実施によって発生する需要に関して、市内地元事業者様との取引を行い、地域経済が活性化するように努力致します。また、指定管理者主催イベントを実施する際には、地元事業者に積極的に声をかけることで、地域事業者との連携と応援を進めます。
- 区間 2 において山田学区まちづくり協議会と連携した納涼イベント、区間 5 において大路まちづくり協議会や草津まちづくり協議会と連携した防災イベントなど、地元まちづくり協議会と連携したイベントを実施します。
- 区間 5 商業エリア各店舗前に七夕時期に合わせて笹を設置、短冊を用意し来園者に願い事を記載していただきます。記入いただいた短冊は立木神社に奉納することで、公園内事業者と連携して地域の関係性を築きます。



防災かまどの使用の様子
(play in the park(2025.1))

⑧ 企業の特性を活かした地域活性化への貢献

- 草津まちづくり株式会社、草津市商工会議所が実施する「ガーデンストリートプロジェクト」に技術講師として継続し参加することで、公園外に植物管理のノウハウを発信、公園だけでなくまち全体をみどりで潤す、地域活性化への協力を行います。
- 区間 2 民間活動エリアの未利用地を有効活用した花壇を継続して利用し、季節の花が楽しめるフォトスポットや公園の魅力発信を行います。
- ローズガーデンの維持管理をロザリアン倶楽部のメンバーを中心に継続します。より市民に開けたローズガーデンを目指し、有料年間講座制を撤廃し、卒業生や新たな参加者と共に学び合い育てる場になるよう支援します。



ガーデンストリートプロジェクト
では技術のレクチャーをおこなう

⑨ 地域と連携した安全の創出

- 大路まちづくり協議会が実施する夜間の防犯パトロールへの参加を継続しておこない、周辺地域および公園内の夜間パトロールを実施します。

⑩ 地域回遊性の高い活動の展開

- 「Shiga coffee Fes」や「くさつ桜まつり」といった、まちなかの公共空間を同時に活用するイベントを促進します。
- 草津駅前デッキ、ニワタスおよび旧東海道の道路を活用したイベントの実施などにより、公園の駐車場利用を促進させることで、公園の来園者を増やします。
- 草津駅西口に立地する、西日本最大級の飛び込み台を有するプール施設や、Vリーグのホームタウンとなっている YMIT アリーナ等のスポーツ拠点と連携し、公園を「にぎわい」「回遊」「交流」の受け皿とすることで、地域全体のスポーツ・健康文化の発展に寄与します。

- ・多くの方が来園する公園の中心空間に、市内で展開されているイベント・店舗情報・文化活動・市民活動などを紹介するリアルな「まちなか案内所」機能を設け、駅前や旧東海道など周辺エリアへの回遊促進を図ります。また、SNS 発信や映像モニター、掲示板等を通じて、まちなか全体の最新情報が集約・可視化される拠点とし、公園から“草津まちあるき”を誘発する構造をつくります。

(2) 地域への配慮の考え方

① 交通警備業務

- ・土日祝やイベント開催時など来園者の多い日は、駐車場周辺での適切な警備員の配置を行い、安全誘導を実施します。特に来園者が多いイベントでの交通混雑時には、来園者以外の周辺住民の車両や業務車両の通行に支障が出ないように適切に交通整備を行います。
- ・交通警備において、苦情や事故等が生じた場合は責任をもって対応します。
- ・周辺のイベント等の把握に努めて車両通行に支障の出ないよう交通警備を行います。

② 作業やイベントなどについての事前告知

- ・来園者の多い時やイベントで音が出る時などは、原則的に1週間前には近隣の方々に案内のポストインなどを行っての周知、さらに公園 HP お知らせ覧を用いて周知し、ご理解を頂くように努めます。
- ・また、民地に隣接している場所での高木の剪定や、法面での草刈り作業(4回程度/年)においても同様に隣接する家々に作業内容のご案内を配布および公園 HP お知らせ覧への掲載を通して周知を図ります。

東口駐車場 全面駐車禁止のお知らせ

期間：7月21日(木) 17:30 から
7月22日(金) 10:00 まで

駐車場周りの芝刈り作業実施に伴い、上記の期間、全面駐車禁止とさせていただきます。ご迷惑をお掛け致しますが、ご協力をお願い申し上げます。
(☆西口駐車場は開いております)
草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ
(TEL: 077-562-5010)

③ 違法駐車など

- ・公園及び公園周辺の駐車場の案内をしっかりと行い、違法駐車を発見した場合は警察に通報します。特に違反が起りやすい場所は、違反告知やポールを立てるなどして対処します。
- ・イベントなどで駐車場が不足する場合は、市と協議して臨時駐車場の確保に努め、民間の駐車場事業者とも協力して対処するように努めます。

駐車禁止



近隣の皆様の迷惑になりますのでこの付近への駐車はお遠慮願います。

④ ゴミの持ち帰り運動

- ・公園利用に伴うゴミについては原則的に持ち帰って頂くように提案告知を行います。

⑤ 安全見守り活動

- ・公園巡回時には、子供や年配の方々の様子について、危険や体調の変化などが無いか、特に留意するように努めます。

⑥ 共存・協調を基本とした運営体制

- ・ 中心市街地活性化に取り組む中で、まちなかの様々なステークホルダーとのネットワークを構築しており、地域のまちづくり協議会をはじめ、商業施設、関係団体などへの説明や事前調整を円滑に行うことが可能であり、地域の安心と信頼の確保をします。

⑦ 市民・事業者への公平な機会提供

- ・ 事業者活動部会での議論を深め、利用ガイドラインを整備し、多様な人が等しく関われる環境づくりを徹底します

(3) 地域への貢献の実績

① E-DESIGN の実績

- ・ 草津川跡地公園（区間2、区間5）の基本設計、実施設計、施工監理を受託
- ・ 草津市西渋川1丁目のショッピングセンターエイスクエアの外構設計、重点施工監理を受託
- ・ 草津川跡地公園（区間6）の実実施設計他業務を受託

② 西武造園の実績

- ・ 草津川跡地公園（区間2、区間5）の第1期指定管理者（代表企業）
- ・ 草津市立草津市立水生植物公園みずの森の指定管理者（代表企業）
- ・ 滋賀県営都市公園湖岸緑地の湖東湖北地域・南湖東岸地域の指定管理者（代表企業）

③ 草津市まちづくり株式会社の実績

- ・ 中心市街地でのテナントミックス事業等による地域経済の活性化、新たな人の流れの形成
ニワタス（niwa+）5店舗開業
東海道・草津宿2店舗開業
クサツココリバ3店舗開業
シェアスペース「みんなのハナレ」開業
旧山内邸開業（シェアキッチン・シェアスペース、日本料理店など複合施設）
- ・ 法定協議会である「草津市中心市街地活性化協議会」の事務局運営による、多様なステークホルダーとのネットワークの構築
- ・ 草津駅周辺エリア未来ビジョン策定業務受託、くさつまちなかエリアプラットフォーム事務局運営による、地域の将来ビジョンと実践活動をつなぐまちづくりの中核的担い手としての役割発揮
- ・ 公共空間賑わい創出事業による、公園とまちなかをつなぐ仕掛けづくり、地域人材の育成と活躍の場の創出

(1) 誰もが安心して参画できる公園づくり

公園には、職業や年齢、国籍等の異なるさまざまな人が訪れますが、一人ひとりの立場に応じた適切な配慮が行われないと、不便な思いをさせることになり、安心して場所ではなくなってしまいます。高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての人が、安心して訪れ、快適に過ごすことができる公園となるように、適切に対応してまいります。

● **公園は、多様な立場、属性、人種、性別の人が集う場所**

- ・ 社会的弱者、あるいは社会的マイノリティな方々を含め、多様な人々の活動と参画を促進する公園運営に尽力します
 - ①参加の機会づくり
 - ②活動の支援提供
 - ③マッチング情報の発信

① スタッフの接遇

公園を訪れる中で、さまざまなお手伝いが必要な方への接遇については、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」（2005年 内閣府）に挙げられている障害のある方への対応の基本をもとに、公園スタッフは次のとおり対応します。障害の有無に関わりなく、加齢や傷病等に起因する心身機能の低下により不自由を感じている方、妊産婦やベビーカーを使用した小さなお子さんを連れている方などに対してもこれに準じて、適切かつ柔軟に対応します。

● **相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立って対応します**

- ・ 相手の立場に立って、「明確に」「ていねいに」分かりやすい対応を心掛けます
- ・ 介助の方や手話通訳の方等ではなく、ご本人に直接対応するようにします
- ・ 何らかの配慮が必要と思う場合でも、思い込みや押しつけではなく、ご本人が必要と考えていることを確認します

● **障害の有無や種類に関わらず、困っている方には進んで声をかけます**

- ・ 窓口を訪れる方の障害の有無や種類は明確ではないため、常に来園者の中に障害のある方も含まれていることを念頭に置いて、困っていそうな状況が見受けられたら、速やかに適切な対応をします
- ・ 障害の種類や内容を問うのではなく、「どのようなお手伝いが必要ですか」と、ご本人にたずねます



内閣府（障害者施設推進本部）マニュアルより

● **コミュニケーションを大切にします**

- ・ コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをせず、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、信頼感の持てる対応を心掛けます。

● 柔軟な対応を心掛けます

- ・相手の話を良く聞き、必要なお手伝いを的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします
- ・対応方法がよく分からないときは、ひとりで抱えずに周囲に協力を求めます
- ・想定外のことがおきても、素早く柔軟に対応します

● 不快になる言葉は使いません

- ・差別的な言葉はもとより、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉は使いません
- ・障害があるからといって、ことさら特別扱いした言葉は使いません

● プライバシーには立ち入りません

- ・障害の原因や内容について、必要がないのに聞いたりしません
- ・仕事上知り得た個人情報については、守秘義務を守ります

② 入手しやすく分かりやすい情報の提供

安心して公園に訪れていただくために、来園に必要な情報を分かりやすく入手できるようにします。

特に、トイレやおむつ交換場所、授乳スペースがどうなっているか、清潔なのかは、小さなお子さんがいるママやパパには来園を判断する上で、重要なポイントです。また、トイレの場所や園内の移動状況に関しては、誰にとっても事前に確認しておきたい情報なので、ホームページまたはSNS等で、写真付きで分かりやすく載せて、安心して来園していただけるようにします。

【情報提供の例】

- ・貸出し用の車いす、車いすでの利用時に通れる園路、多機能トイレや休憩場所の紹介と園内マップ
- ・乳幼児とその親が来園する際の遊び場、おむつ交換シートなどがある多機能トイレ、授乳室の場所やサービス内容などの紹介と園内マップ

③ 緊急時・災害時の対応

移動が困難な人、情報を得ることが難しい人、コミュニケーションが困難な人などにとって、緊急時や災害時には特に配慮が必要です。安全な移動ルートの確保、多様な手段による情報の提供、的確なコミュニケーションによる安全の確保など、様子を確認した上で、的確かつスピーディーな対応を行います。

- ・急に具合が悪くなった、ケガをした、パニックになっているなど、緊急の対応が必要である場合には、救援を行うことに努めます
- ・救援を行う際は、緊急の連絡先やかかりつけ医の情報などを確認し、連絡します
- ・ヘルプマークやヘルプカード等を持っている場合は、緊急時連絡先や必要な支援等が記載されている場合があるため、記載内容を確認の上対応します
- ・地震や火災などの災害時には、利用者の安全を確認し、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人等が安全に避難できるよう誘導、介助を行います
また、適宜一般の利用者にも誘導、介助の協力を求めます

